

公募公告

下記のとおり公告します。

記

当局においては、国有地の管理及び事業等に支障のない範囲で、駐車場、車両置場、物置等の設置、資材置場などの一時的な使用について、有償による使用要望者を募集します。

なお、御要望に関しては以下の点に御留意願います。

1. 応募される方は、本公告及び「三沢飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ（別紙）」、「利用手続きの流れと注意点（付紙1）」、「国有財産使用許可書の内容（付紙2）」（以下、「利用案内」等という。）をお読みいただき、各条項を御承知の上、お申し込みください。
2. この物件の使用については、現状での使用を原則として、堅固な建物、構築物は設置できません。この他にも使用条件がありますので、詳しくは「利用案内」をお読みください。
3. 応募については、「利用案内」の応募資格をすべて満たす法人又は個人に限ります。なお、応募を受ける期間は、下記の「応募の受付期間」欄に記載しております。
4. 応募の受付けは、「国有財産使用許可要望書（様式2）」、「誓約書（様式3）」及び「役員名簿（様式4）」を提出していただき、内容審査の上、使用許可申請者を決定します。ただし、審査の結果により要件を満たす者が複数となった場合は抽選とします。
5. 使用許可申請者に決定した場合は、速やかに「国有財産使用許可申請書（様式5）」を提出してください。なお、使用許可は関係機関の照会及び財務省協議終了後となりますので、照会・協議の結果、使用許可できない場合もあります。
6. この物件の使用にあたり、本公告や「利用案内」の各条項に違背したとき、また、国でこの物件を必要とするときは、許可の取消をする場合があります。
7. 使用料については、使用許可後、別途送付する納入告知書により一括して支払ってください。
8. 応募の受付けは、下記において行います。また、使用可能期間や使用条件等は下記に記載しておりますが、詳細については「利用案内」を御確認ください。

記

○募集物件一覧

所 在 地	物件の種別、数量		備 考
青森県三沢市大字三沢字横沢 4-3	土地	834. 70 m ²	添付図面参照
青森県三沢市大字三沢字横沢 4-5	土地	363. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 4-6	土地	178. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 4-8	土地	35. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 4-9	土地	371. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 4-10	土地	82. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 4-12	土地	468. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 4-15	土地	242. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 4-22	土地	157. 04 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 5-1	土地	751. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 5-4	土地	205. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 5-5	土地	184. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 5-6	土地	645. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 5-7	土地	610. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 5-8	土地	576. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 5-9	土地	520. 00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 5-11	土地	331. 31 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 5-12	土地	52. 00 m ²	〃

青森県三沢市大字三沢字横沢 5-13	土地	328.00 m ²	添付図面参照
青森県三沢市大字三沢字横沢 5-17	土地	56.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 5-18	土地	2.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 5-24	土地	81.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 7-1	土地	305.25 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 7-9	土地	1,165.13 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 7-10	土地	454.20 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 7-11	土地	1,181.33 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 7-12	土地	791.81 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 7-13	土地	374.43 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 7-14	土地	536.53 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 7-15	土地	99.33 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 7-16	土地	245.67 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 7-17	土地	58.82 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 7-18	土地	5.01 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-1	土地	38.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-3	土地	529.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-4	土地	754.25 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-5	土地	691.90 m ²	〃

青森県三沢市大字三沢字横沢 8-7	土地	365.50 m ²	添付図面参照
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-8	土地	1,281.46 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-9	土地	176.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-10	土地	295.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-11	土地	170.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-14	土地	82.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-15	土地	118.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-16	土地	42.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-17	土地	12.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-18	土地	320.51 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-19	土地	8.97 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-20	土地	178.58 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-21	土地	4.95 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-22	土地	3.49 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-23	土地	18.01 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-30	土地	103.09 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-31	土地	294.16 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-32	土地	293.86 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-33	土地	247.81 m ²	〃

青森県三沢市大字三沢字横沢 8-34	土地	243.00 m ²	添付図面参照
青森県三沢市大字三沢字横沢 8-40	土地	14.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 18-1	土地	657.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 18-2	土地	416.27 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 18-4	土地	431.03 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 18-10	土地	222.75 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 18-15	土地	8.86 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 18-18	土地	496.17 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 18-19	土地	479.85 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 18-20	土地	380.29 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 21-1	土地	276.63 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 21-3	土地	209.11 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 21-4	土地	132.06 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 21-5	土地	176.85 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 21-6	土地	154.40 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 21-7	土地	320.89 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 21-8	土地	412.82 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 21-9	土地	224.36 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 21-10	土地	58.09 m ²	〃

青森県三沢市大字三沢字横沢 21-11	土地	10.22 m ²	添付図面参照
青森県三沢市大字三沢字横沢 21-12	土地	130.40 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 22-1	土地	586.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 22-3	土地	217.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 23-2	土地	4,298.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 23-3	土地	4,064.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 24-1	土地	3,939.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 24-3	土地	417.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 24-4	土地	2,289.17 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 26-1	土地	2,214.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 28-1	土地	17,759.20 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 28-4	土地	1,487.61 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 28-5	土地	1,487.86 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 142	土地	3,303.92 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 147-1	土地	2,036.66 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 150	土地	1,000.11 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 151-1	土地	2,563.11 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 151-2	土地	2,230.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 152-1	土地	2,059.44 m ²	〃

青森県三沢市大字三沢字横沢 153-1	土地	2,901.28 m ²	添付図面参照
青森県三沢市大字三沢字横沢 154	土地	1,091.85 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 155	土地	2,097.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 156-1	土地	429.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 156-2	土地	2,886.18 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 156-3	土地	2,455.52 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 157-1	土地	4,497.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 157-2	土地	1,631.84 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 158	土地	626.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字横沢 175	土地	464.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 49-1	土地	1,456.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 49-6	土地	310.89 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 78-2	土地	3,480.28 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 78-3	土地	530.20 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 78-4	土地	3,366.33 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 78-5	土地	3,048.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 78-6	土地	3,737.02 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 78-7	土地	5,227.02 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 78-10	土地	5,151.03 m ²	〃

青森県三沢市大字三沢字下夕沢 78-15	土地	2, 102. 04 m ²	添付図面参照
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 78-24	土地	498. 78 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 78-25	土地	158. 37 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-36	土地	2, 927. 72 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-72	土地	468. 03 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-74	土地	1, 427. 47 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-75	土地	2, 165. 95 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-81	土地	535. 48 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-88	土地	2, 060. 18 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-89	土地	512. 47 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-104	土地	370. 38 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-203	土地	2, 208. 48 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-206	土地	425. 14 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-210	土地	2, 116. 69 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-211	土地	352. 65 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-221	土地	1, 033. 67 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83-256	土地	330. 99 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下夕沢 91-2	土地	1, 042. 74 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字北山 6-1	土地	2, 354. 00 m ²	〃

青森県三沢市大字三沢字下野 129-1	土地	2,355.08 m ²	添付図面参照
青森県三沢市大字三沢字下野 130-1	土地	1,929.00 m ²	〃
青森県三沢市大字三沢字下野 146-1	土地	3,791.60 m ²	〃
青森県三沢市四川目四丁目 91-4	土地	2,498.59 m ²	〃
青森県三沢市四川目四丁目 91-254	土地	1,458.03 m ²	〃

- 応募の受付期間は、令和8年7月17日（金）から令和8年7月30日（木）までの土・日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時を除く。）とします。（郵送の場合は、令和8年7月30日午後5時必着。）
 なお、一つの物件に対し複数の応募があり、内容審査の結果、審査要件を満たす者が複数になった場合は、令和8年7月31日（金）東北防衛局において抽選を行います。（詳細は該当する者に連絡します。）
- 使用可能期間は、許可日から令和13年3月31日までとします。
 公用・公共用として利用の必要のない場合に限り、一度に限り更新が可能です。
 使用を終了する場合は、使用許可期間終了時までに原状回復し、「国有財産返還・原状回復届（様式9）」を提出後、担当官の確認を受けてください。
- 使用料の額は、許可書発行時に確定します。
- 使用申請にあたっては、当局の指示に従い、地元自治会及び隣接地所有者等に説明等を行ってください。
 また、使用開始後は、除草や樹木の剪定など適切な管理を行ってください。
- 本公告にかかる資料の提出先（電子メール、郵送又は持参）及び物件に関する照会先（土・日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時を除く。））

東北防衛局 企画部 施設管理課 緑化対策係

電話：022-297-8213

住所：宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第3合同庁舎内

E-mail：k-kanri-th@ext.tohoku.rdb.mod.go.jp

三沢飛行場周辺 周辺財産の概略図

凡 例

- 防衛施設
- 行政区域
- 有償使用許可対象地

東北町

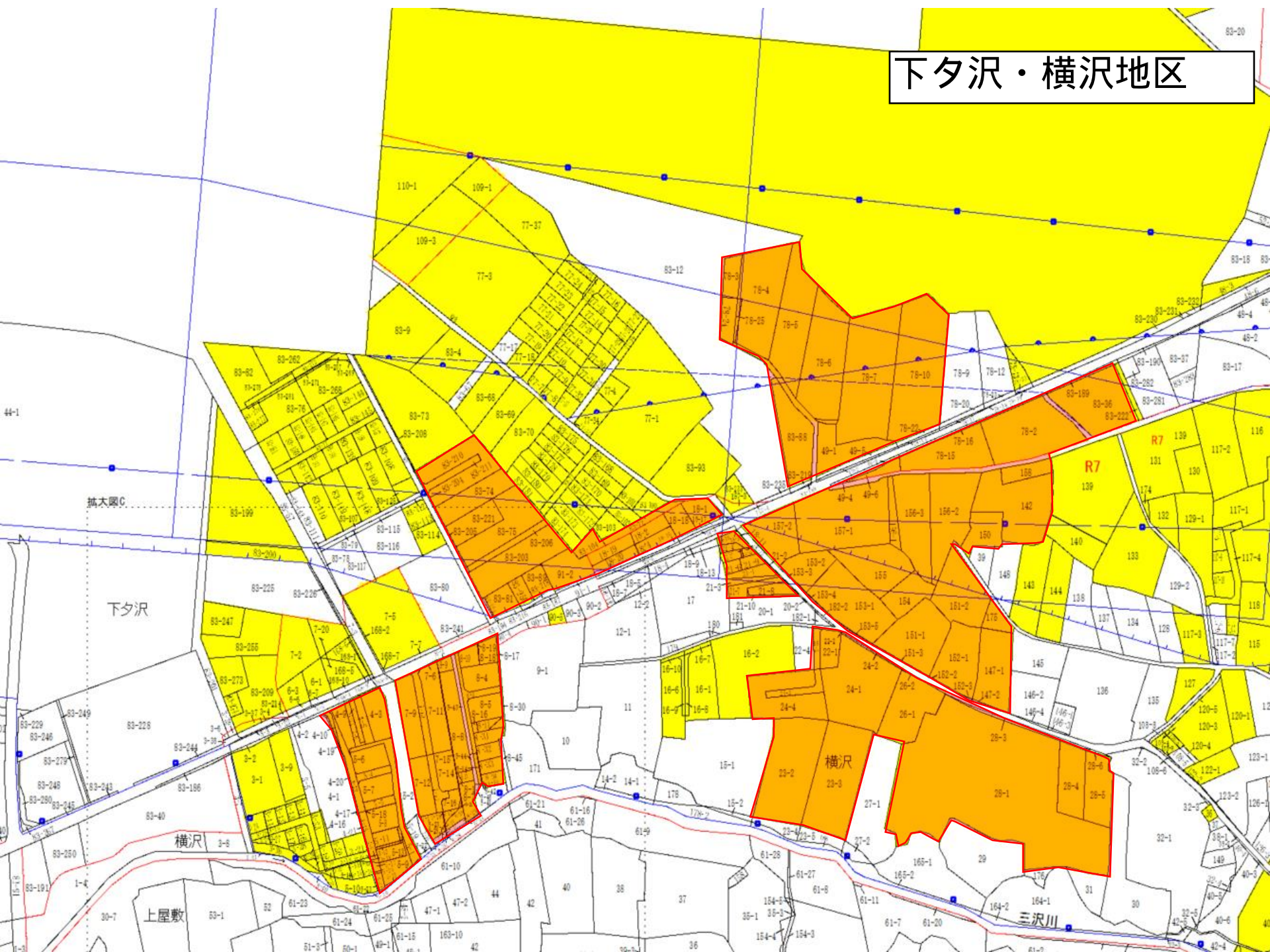
三沢市

六戸町

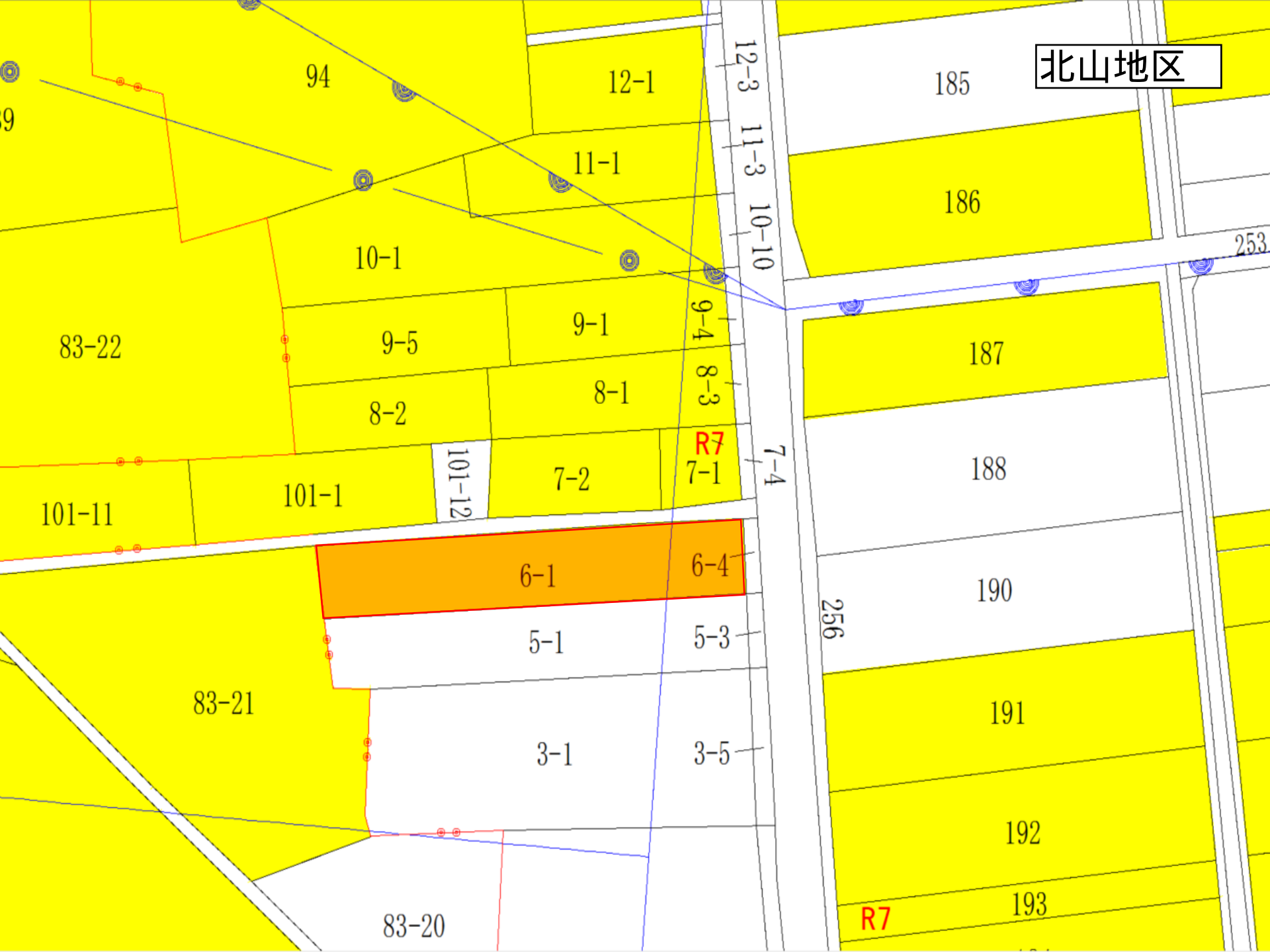
物件所在地

※周辺財産の詳細につきましては、東北防衛局企画部施設管理課にお問い合わせください。

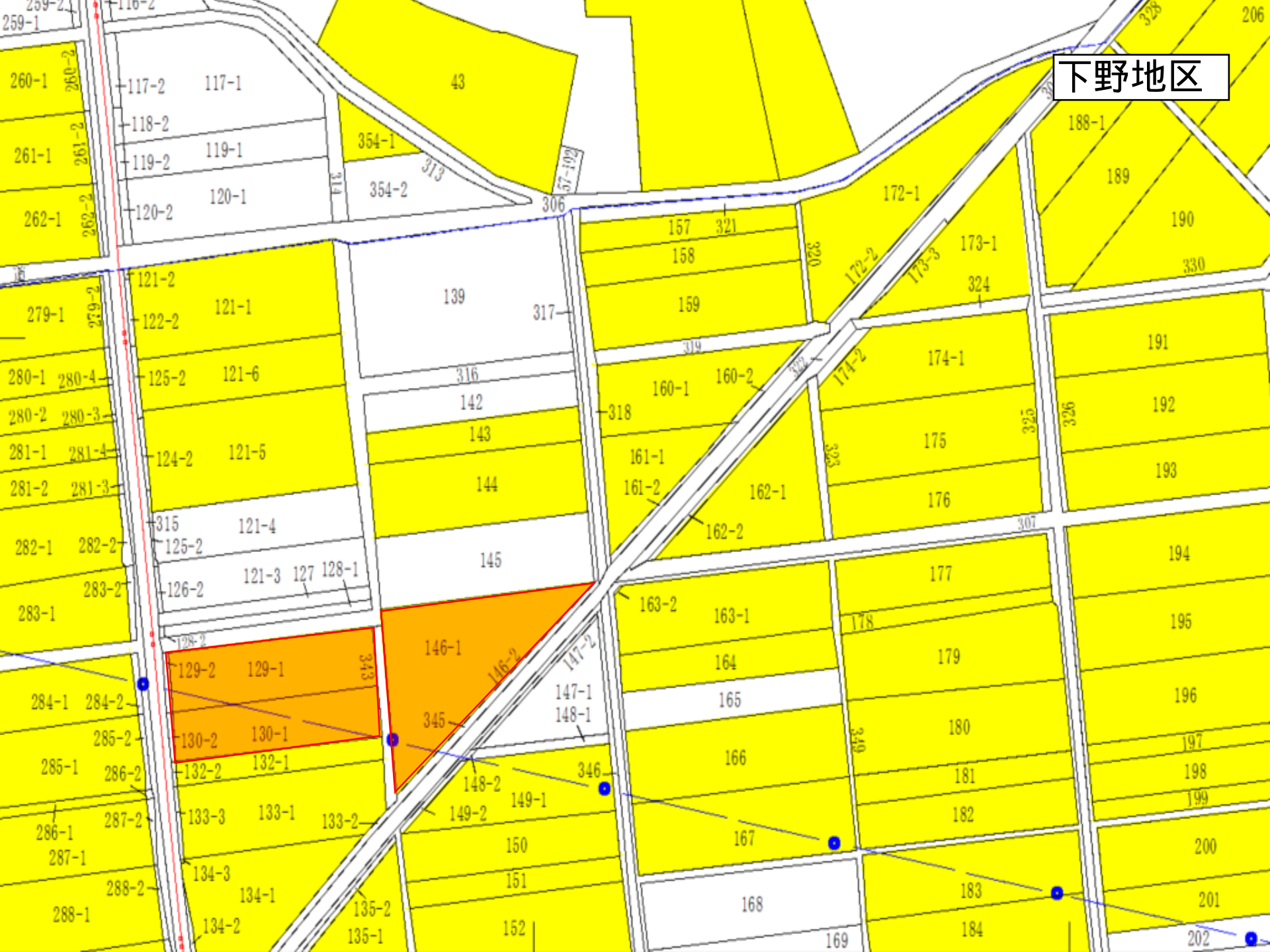
下夕沢・横沢地区



北山地区



下野地区



四川目四丁目地区

四川目

四川目四丁目

地籍図



三沢飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ

東北防衛局 企画部 施設管理課

防衛省東北防衛局では、三沢飛行場周辺に所在する国有地（防衛省所管）について、当該土地の行政目的を妨げない範囲で、駐車場、資材置場などの一時的な使用を有償で認めることとし利用希望者を募集しています。

具体的な要望のある方は、下記事項に留意の上、応募（土地利用計画の提案）をされるか、公募に参加してください。

記

○ 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
（破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者）
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) 応募資格の(3)から(8)については、現在及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(3)から(8)までの要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した「誓約書」を提出した者であること。
- (10) 物件を他の者に転貸しようとするときは、転借人も(1)から(9)の要件を満たすこと。

○ 応募方法

- (1) 下記問い合わせ先に御相談ください。
- (2) 担当者が要望の概要をお聞きした上で、土地利用計画書の様式を配布しますので、同計画書に必要事項を記入して提出してください。作成、提出方法について、電子ファイルでの作成及び電子メールでの提出が可能です。
- (3) 利用手続きの流れと注意点は付紙1のとおりです。

○ 使用許可申請者の選定について

- (1) 提出された土地利用計画書を審査し、使用許可の前提条件に適合すると認められる場合は、公募の手続きに入ります。
- (2) 公募は、東北防衛局ホームページ上で行います。公募に参加される場合は、公募で示される諸条件への承諾を前提に、所定の要望書、誓約書及び役員名簿を提出してください。（土地利用計画書の提出者も、要望書、誓約書及び役員名簿を提出の上、公募に参加いただきます。）
- (3) 公募への参加者が土地利用計画書の提出者のみの場合、当該者を使用許可申請者に決定します。使用許可の前提条件に適合すると認められる参加者が複数となった場合は、抽選により使用許可申請者を決定します。（土地利用計画書の提出者が使用許可申請者に選定されない可能

性もあります。)

- (4) 使用許可申請者に選定された場合でも、上記応募資格の要件を満たさないことが判明した場合、又、財務省協議によって同意が得られない場合は、使用許可ができないこととなります。

○ 使用許可期間

- (1) 使用許可期間は、原則として5年以内とします。
- (2) 使用期間満了に伴い土地等の返還を行う場合は、許可期間内に原状回復を行っていただきます。
- (3) この物件を公用・公共用として利用の必要のない場合、一度に限り更新が可能です。
- (4) 更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望がある場合は、期間満了時に土地利用計画書を提出の上、再公募により使用許可申請者を決定します。
- (5) 国で使用許可物件を必要とするときは、許可の取消しをする場合があります。

○ 使用料について

- (1) 事前に概算使用料をお伝えしますが、あくまでも要望される際の目安です。
- (2) 実際の使用料については、使用許可申請をいただいたあと提示いたします。
- (3) 使用料については、減額措置等ありませんので御注意ください。
- (4) 使用許可書発行後、当局が発行する納入告知書により、指定期日までに一括納入いただきます。

【使用許可についての注意事項】

以下に該当する事項がある場合は、許可しない。

- ① 国の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあると判断した場合
- ② 国有財産の管理上支障が生じるおそれがあると判断した場合

(例)

- ・ 産業廃棄物、廃棄を目的とする砂利・土砂、廃材、薬品等の保管場所として使用し、土壌汚染のおそれがある。
- ・ 国の管理する土地への進入に支障が生じるおそれがある。
- ・ 営利活動等によって近隣住民と争いが生じ、当局に対する苦情が起こるおそれがある。
- ・ 振動・騒音・悪臭の著しいもの。
- ・ 防衛施設の運用に問題が生じるおそれがある。

- ③ 国有財産の公共性、公益性に反する以下の事項があると判断した場合

- ・ 公序良俗に反し、社会通念上不適当である。
- ・ 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなる。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2項に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする。
- ・ 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがある。

- ④ プレハブなどの簡易なものを除き、堅固な建物、構造物等を設置する場合(原状回復が容易な利用に限る)

その他、使用許可上の注意は、「国有財産使用許可書の内容(付紙2)」を参照してください。

○ 問い合わせ先

〒983-0842

宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3-15

防衛省 東北防衛局 企画部 施設管理課(緑化対策係)

Tel 022-297-8213

E-mail: k-kanri-th@ext.tohoku.rdb.mod.go.jp

利用手続きの流れと注意点

三沢飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ

東北防衛局 企画部 施設管理課

三沢飛行場周辺において、防衛省で所有している国有地については、これまで公共を目的とした使用に限って地方公共団体等へ使用許可を行ってきました。

この度、土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、一定の条件のもと、個人・企業等への使用許可を行うこととしました。

国有地の使用を希望される場合は、以下のとおりの手続きになります。

国有地利用の要望

場所、用途、使用期間等をお聞きます。なお、用途によってはお貸しできない場合があります。また、国有財産の使用許可であるため、使用料については国で算定された金額になり、また国の事業都合により使用許可の取り消しがあることもご承知おきください。

※**土地利用計画書（様式1）**を提出して下さい。

内容審査

要望事項について、当局で事前審査を行い、使用が可能と判断した場合は、公募を行います。

公募公告

物件、面積、使用可能期間の提示

要望書の提出

- ・公募内容について、要望と合致した場合には**要望書（様式2）**、**誓約書（様式3-1）**及び**役員名簿（様式4）（変更の都度、随時提出）**を提出して下さい。（**土地利用計画書（様式1）**の提出者も同様の書類を提出の上、公募に参加して下さい。）
- ・転貸する場合、**転借人にかかる誓約書（様式3-2）**及び**役員名簿（様式4）**も提出して下さい。

申請者の決定

要望書内容について審査のうえ許可申請書の申請者を決定します。なお、複数者から要望があり、審査の結果要件を満たす者が複数となった場合は抽選となります。

国有財産使用許可申請書の提出

公募の結果をお知らせしますので、申請者となられた方は**国有財産使用許可申請書（様式5）**を提出して下さい。

警察への照会

暴力団又は暴力団員ではないこと、暴力団又は暴力団員と関係を有していないこと等について、必要に応じ、警察への照会します。

財務省協議

- ・使用料及び使用許可開始予定時期については、この時点で申請者へご連絡いたします。但し使用料については、開始時期によって増減があります。
- ・財務省協議の結果、使用許可できない場合もあります。

使用許可

- ・**国有財産使用許可書（様式6）**の発出後、別途送付する納入告知書により1年分（年度途中の場合は、日割計算）を前納していただきます。
- ・使用許可後に使用物件の転貸を希望する場合は、**国有財産の転貸許可申請書（様式7）**、**誓約書（様式3-2）**及び**役員名簿（様式4）**を提出して下さい。転借人についても、必要に応じ、警察へ照会の上、**国有財産の転貸許可書（様式8）**を発出します。

返還・更新 再公募

- ・使用許可を終了する場合は、**国有財産返還・原状回復届（様式9）**を提出して下さい。
- ・公用・公共用として利用の必要のない場合、一度に限り更新が可能のため、期間満了の2月前までに**国有財産使用許可申請書（様式5）**を提出して下さい。
- ・更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望がある場合は、**土地利用計画書（様式1）**を提出いただき、再公募により利用者を決定します。
- ・ただし、国有地の管理形態が変更となった場合、公用、公共用としての利用の必要性に関係なく、使用許可の取消を行い、更新は行いません。

※（様式1～5、様式7、様式9）については、電子ファイルでの作成及び電子メールでの提出が可能です。

国有財産使用許可書の内容

（使用許可物件）

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口 座 名
所 在
区 分
数 量
（公募する周辺財産の内容を記載します。）
使用部分 別図のとおり

（ 2 前記の物件について、別添のとおり転貸を承認する。）

（指定用途）

第 2 条 使用を許可された者は、前記の物件を〇〇〇の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第 3 条 使用を許可する期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了 2 月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。また、更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の希望がある場合は、再度公募を実施する必要があることから、使用を許可された者は部局長の指定する期日までに、書面をもって部局長に申し出なければならない。

（使用料）

第 4 条 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの使用料は〇〇円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第 5 条 前条第 1 項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

（使用料の改定）

第 6 条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（延滞金）

第 7 条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第 2 項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は特に次に掲げる措置をするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(1) 雑草の繁茂、野火の発生、種子飛散等の防止

(2) 残土、ごみ、汚物等の投棄の防止

(3) 不法占拠等の防止

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について、次に掲げる行為をしようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(1) 現状変更をしようとするとき

(2) 使用計画を変更しようとするとき

(3) 本許可書の承認後、新たに転貸しようとするとき

4 使用を許可された者は、使用を許可された物件に次に掲げる建物等を設置してはならない。

(1) 居住を目的とする建物

(2) 地上〇〇mの高さを超える建物、工作物又は仮設物

(3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある建物又は工作物

5 使用を許可された者は、使用を許可された物件内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 電波に障害を与える又はそのおそれのある機械器具を搬入する行為

(2) その他防衛施設の安定的運用を阻害する又はそのおそれのある行為

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であるとき。

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に

暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であること
を知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に
非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、
公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第
19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消
しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これによ
り使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償する
ことを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消
しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償する
ものとする。

(原状回復)

第11条 部局長が使用許可を取消したときは、使用を許可された者は、
自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還し
なければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りで
ない。

2 使用を許可された期間が満了するときは、使用を許可された者は、自
己の負担で、使用を許可された期間の満了日までに、使用を許可された
物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、公募により改
めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限
りでない。

3 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、
使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合
使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許
可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は
損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償と
して支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可さ
れた物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める
義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額
を損害賠償として支払わなければならない。

3 使用を許可された者は、その責めに帰する事由により、第三者に損害
を与えたときは、使用期間及び期間終了後においても、自己の負担で、
その賠償を行わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消が行われたとき又は使用を許可した期間が満了
したときは、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改
良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費
用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又

は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第 15 条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

転貸を承認する財産

(1) 区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

(2) 転借人の住所及び氏名

(3) 転借人の用途

(4) 転貸期間

自：令和 年 月 日から

至：令和 年 月 日まで

土 地 利 用 計 画 書（記 載 例）

応募者氏名（法人名）	株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇
（住所及び連絡先）	青森県三沢市〇〇丁目〇〇番地 TEL0176-**-*****
（担当者氏名）	管理部長〇〇 〇〇
物件所在地	三沢市〇〇〇〇
転貸の予定の有無	有 ・ 無

使 用 目 的 及 び 概 要
（使用目的） 駐車場 （ 概 要 ） 駐車場区画ロープを施行して使用予定 維持管理に当たっては草刈等善良な管理を行う

計 画 図


様式 2

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
東北防衛局長 殿

要望者 住所又は

所在地

氏名又は

名称

担当者

連絡先

国 有 財 産 使 用 許 可 要 望 書

「三沢飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ」（東防管第 号）の募集
について、募集要項の各条項を承知の上で、下記のとおり要望します。

記

1. 所 在 地：

2. 区 分 ・ 数 量： 土地 m²

3. 期 間： 許可日 ～ 令和 年 月 日

4. 使 用 目 的：

5. 使用計画の概要：

6. 設 置 す る 施 設：

7. 転賃の予定の有無： 有 ・ 無

8. 計画図

--

誓 約 書

口私

口当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、 当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当するものでないこと。
(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)
- (2) 会計更正法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合又は転借人からその旨の報告を受けた場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

東北防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

誓 約 書

口私

口当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、転貸を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当するものでないこと。
(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)
 - (2) 会計更正法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
 - (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、転貸物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 転貸物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合又は転借人からその旨の報告を受けた場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

東北防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

様式 4

令和 年 月 日

[illegible]

防衛省所管国有財産部局長
東北防衛局長 殿

申請者 住所
氏名（代表者）

国有財産使用許可申請書（新規）

下記のとおり国有財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 口座名：三沢飛行場周辺地区
 - (2) 所在：青森県三沢市大字三沢字下夕沢 8 3
 - (3) 区分：土地
 - (4) 数量： m^2
 - (5) 使用部分：別紙、添付図面のとおり
- 2 使用しようとする理由
- 3 使用計画（事業計画）
- 4 使用しようとする期間
 - 自：令和 年 月 日から
 - 至：令和 年 月 日まで
- 5 その他参考となるべき事項
案内図、位置図

国有財産使用許可書

東防管第 号
令和 年 月 日使用者 住所
氏名（代表者） 殿許可者 防衛省所管国有財産部局長
東北防衛局長

令和○年○○月○○日付け申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口 座 名	三沢飛行場周辺地区
所 在	青森県三沢市大字三沢字下夕沢83
区 分	土地
数 量	m ²
使用部分	別添のとおり

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を○○の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。また、更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の希望がある場合は、再度公募を実施する必要があることから、使用を許可された者は部局長の指定する期日までに、書面をもって部局長に申し出なければならない。

（使用料）

第4条 令和○年○月○日から令和○年○月○日までの使用料は、○○○円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

（使用料の改定）

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づい

て特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は特に次に掲げる措置をするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(1) 雑草の繁茂、野火の発生、種子飛散等の防止

(2) 残土、ごみ、汚物等の投棄の防止

(3) 不法占拠等の防止

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について、次に掲げる行為をしようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(1) 現状変更をしようとするとき。

(2) 使用計画を変更しようとするとき。

(3) 本許可書の承認後、新たに転貸しようとするとき。

4 使用を許可された者は、使用を許可された物件に次に掲げる建物等を設置してはならない。

(1) 居住を目的とする建物

(2) 地上15mの高さを超える建物、工作物又は仮設物

(3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある建物又は工作物

5 使用を許可された者は、使用を許可された物件内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 電波に障害を与える又はそのおそれのある機械器具を搬入する行為

(2) その他防衛施設の安定的運用を阻害する又はそのおそれのある行為

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事

業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 部局長が使用許可を取消したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された期間が満了するときは、使用を許可された者は、自己の負担で、使用を許可された期間の満了日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

3 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

3 使用を許可された者は、その責めに帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、使用期間中及び期間終了後においても、自己の負担で、その賠償を行わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消が行われたとき又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

添付書類：別紙

写送付先：三沢防衛事務所長

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
東北防衛局長 殿

申請者 住所
氏名（代表者）

国有財産の転貸許可申請書

令和 年 月 日付け、東防管第〇〇号により国有財産使用許可を受けている国有財産の転貸の許可を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 転貸の財産等
 - (1) 口 座 名：三沢飛行場周辺地区
 - (2) 所 在：青森県三沢市大字三沢字下夕沢 8 3
 - (3) 区 分：土地
 - (4) 数 量： m^2
 - (5) 使用部分：別紙、添付図面のとおり
- 2 転借人の住所及び氏名
- 3 転借人の用途
- 4 転借期間
 - 自：令和 年 月 日から
 - 至：令和 年 月 日まで
- 5 添付書類
 - (1) 計画図
 - (2) 誓約書
 - (3) 役員名簿

様式 8

東 防 管 第 ○ ○ 号
令和 年 月 日

使用者 住所
氏名（代表者） 殿

許可者 防衛省所管国有財産部局長
東北防衛局長

国有財産の転貸許可書

令和 年 月 日付けをもって申請のあった国有財産の転貸について、以下のとおり許可する。

- 1 区分及び数量
 - (1)口 座 名：三沢飛行場周辺地区
 - (2)所 在：青森県三沢市大字三沢字下夕沢 8 3
 - (3)区 分：土地
 - (4)数 量： m^2
 - (5)使用部分：別紙のとおり
- 2 転借人の住所及び氏名
- 3 転借人の用途
- 4 転貸期間
 - 自：令和 年 月 日から
 - 至：令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

国有財産返還・原状回復届

防衛省所管国有財産部局
長 殿

使 用 者
住 所

代 表 者 氏 名

令和 年 月 日付け東防管第 号により国有財産使用許可を受けました下記物件
は、令和 年 月 日をもって原状回復のうえ返還致します。

記

1. 所 在 地 :
2. 区 分 : 土地
3. 数 量 : m²
4. 上記物件使用開始の :
許可番号及び年月日
5. 返 還 理 由 :
6. 添 付 書 類 : 使用許可物件平面図及び位置図、原状回復前後の写真

上記立会いの結果、原状回復について確認しました。

令和 年 月 日

確認者 所属氏名 東北防衛局 企画部 施設管理課